

特定緊急輸送道路沿道建築物 改修 【手続の流れ】

【はじめに】

改修の助成を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 条例に基づく耐震診断を実施していること。
- ・ 診断の結果、Is値0.6未満の箇所があること。
- ・ 補強設計を行い、建物全体がIs値0.6以上になる改修工事であること。
- ・ 補強設計に対して、第三者機関の「評価」を取得すること。（確認書だけでは不可）
- ・ 建築基準法上、現状に問題のある建築物の場合、是正工事を行うこと。

【各種証明書の発行窓口について】

以下の窓口にて、各種証明書を取得できます。必要書類については、別紙「①申請について」をご参照ください。

■ 都税事務所：固定資産税の納税証明書・口座振替済確認書〔目黒都税事務所：総合庁舎3階 Tel.03-3715-1111〕

■ 東京法務局：建物全部事項証明書・法人全部事項証明書〔目黒証明書センター：総合庁舎1階 Tel.なし〕

※建物全部事項証明書は、地番または家屋番号がわからないと発行できません。
固定資産税課税明細書や、名寄帳などをご確認ください。

詳細のお問い合わせは、東京法務局渋谷出張所（渋谷区宇田川町1-10 Tel.03-3463-7671）まで。

改 修 手 続 き の 流 れ

【2種類の助成金・補助金があります】

○それぞれの金額は別紙「助成額一覧表」参照

○両方申請することも、どちらか一方のみを申請することもできます。

①区助成分：国、都、区の補助金を取りまとめて、区から助成金が出ます。

②国直接補助分：①とは別に、国から直接補助金が出ます。

□：チェックしながら漏れのないように進めましょう。

△：必要に応じてお手続きください。

Step 1

仮受付 準備

□ 電話・窓口にて事前相談をする。

□ 施工業者へ見積りを依頼する。（契約はまだしない）

【申請から補強設計完了までの期間が年度をまたぐ場合】

『全体設計承認』の申請が必要です。

承認に必要な期間は、通常の申請と同じです。

Step 2

申 請

□ 「①申請について」を確認のうえ、申請書及び添付書類一式を提出する。

Step 3

着 手

区から助成決定通知等が届く（国からの決定通知は後日届きます。）

※Step3以降の手続きに必要な書類を同封します。

□ 施工業者と契約する。

【契約日について】

助成決定等には、申請から約1～2ヶ月かかります。

契約日は、必ず指定された日付以降としてください。

□ 「②着手届及び完了届の提出について」を確認の上、着手届及び添付書類一式を提出する。

□ 中間検査申請書を提出し、検査日の日程調整をする。

△ 【変更が生じた場合】至急担当へ連絡する。

助成金額の変更：変更申請書の提出→変更承認後、契約の変更

その他の変更：変更届の提出

↓ 裏へ ↓

Step4



中間検査

△ 中間検査で指摘事項があれば是正する。

Step5



完了報告

- 施工業者へ費用を支払う。 ※助成金の出来高払いはできません。
 - 全額立替払い（所有者は費用全額を業者へ支払う。助成金等は所有者へ振り込まれる）
 - 受領委任払い（所有者は自己負担分のみ業者へ支払う。助成金等は業者へ振り込まれる）
- 「②着手届及び完了届の提出について」を確認の上、完了届及び添付書類一式を提出する。
※ 助成金は、書類が受理されてから約1～2ヶ月で振込まれます。

改修工事後には…

税の減額を受けられる場合があります。

Step7



税の減免

区から減税に必要な書類が届く（請求書等送付時に同封します）
税の減免の対象となるかについては、それぞれの所管へお問合せ下さい。

△【固定資産税等・所得税】 『住宅耐震改修証明申請書』

記入は申請者欄のみです。捺印のうえご提出ください。
区で必要事項を記入して郵送にて返却します。

【固定資産税等】

『住宅耐震改修証明申請書』（改修工事完了後）

東京都
目黒区税務所
固定資産税係

TEL03-5722-9056

耐震改修完了後3ヶ月以内に、都税務所に必要書類を揃えて申請してください。
区分所有の場合は、代表者分のコピーをご使用ください。
※地震保険の保険料についても上記証明書のコピーを提出することにより割引される場合があります。
詳細は、ご加入の保険会社にお尋ね下さい。

【所得税】

『住宅耐震改修証明申請書』（改修工事完了後）

東京国税庁
目黒税務署

TEL03-3711-6251

確定申告の際に、税務署に必要な書類を揃えて申請してください。
区分所有の場合は、各自の費用負担明細票等をもとにお一人ずつ申請書を発行する必要があります。
事前にご連絡ください。

建物に耐震マークを表示できます。

東京都
耐震マーク事務局

TEL03-3711-6251

耐震性が確保された建築物は、エントランスなどに耐震マークを表示できます。
申請用紙はインターネット上の「耐震ポータルサイト」からダウンロードできます。

<連絡先> 建築課耐震化促進係（直通）：03-5722-9490